

厚生労働省告示第二百六十八号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める送迎を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働大臣が定める送迎

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定生活介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が、当該指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設

設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

(2) 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあつては、一回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用し、かつ、週三回以上の送迎を実施している場合であること。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

三 介護給付費等単位数表第11の7の注、第12の11の注、第13の14の注、第14の13の注及び第15の15の注において厚生労働大臣が定める送迎

第一号の規定を準用する。